

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 衛生事務に関する権限委任規則の一部改正
- ◇告示 土地改良区役員 の 退任及び就任
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇公告 昭和二十九年度行政書士試験の実施
- ◇正誤 昭和二十九年八月三十一日鳥取県告示第四百四十四号中他一件訂正

規則

衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年九月十日

鳥取県知事 西尾愛治

鳥取県規則第四十八号

衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正

する規則

衛生事務に関する権限委任規則（昭和二十八年三月鳥取県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

- 第一条第十号から第十三号までを次のように改める。
- 十と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第九条第一項第一号の規定による自家用と殺の届出受理に關すること。
- 十一と畜場法第九条第三項の規定によると、畜場以外の場所において獸畜をと、殺し又は解体する場合解体場所、肉、内臓等の取扱方法及び汚物の処理方法の指示に關すること。
- 十二と畜場法第十条第一項から第四項までの規定による獸畜のと、殺又は解体の検査に關すること。
- 十三と畜場法第十二条の規定によると、殺解体の禁止等に關すること。
- 第一条に第十三号の二、第十三号の三、第十三号の四及び第十三号の五として次の四号を加える。

十三の二と、畜場法第十三条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に關すること。
 十三の三と、畜場法施行令（昭和二十八年政令第二百十六号）第三条第二号の規定によると、畜場外におけると、殺の場所の指定及びと、殺の許可に關すること。
 十三の四と、畜場法施行令第四条の規定による検査申請書の受理に關すること。
 十三の五と、畜場法施行令第六条の規定による検印の押なつに關すること。
 附 則
 この規則は公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百六十四号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和二十九年九月十日
 鳥取県知事 西 尾 愛 治
 退任した役員の名及び住所
 北条川土地改良区
 理事 野田千賀雄 東伯郡北条町大字土下
 岸田 弘 大字米里
 田熊 良藏 大字島
 田熊善之助
 田村 義信
 鉄井 貞吉 大字島
 前田幸太郎
 日置智代藏
 磯江 幸雄 大字北尾
 河本 淳
 河原 勝好 大字田井
 山本 平藏 大字北尾
 原田 仙松 大字松神
 中江 豊 大字下神

カウモ井手土地改良区

理事 田中源太郎 東伯郡関金町大字明高
 日野 麻義
 西坂 貞良 大字堀
 坂根 麻義 大字堀
 大本 正顯 大字明高
 堀井 馨 大字堀
 田中 恒延 大字明高
 日野 縁般 大字明高
 中江 茂美
 福永 実男
 谷本 貞雄
 大本 善市 大字堀
 名子平正明
 山中 管男 倉吉市志津
 進木 龜壽
 尾崎 虎造
 三村 要 東伯郡関金町大字明高
 福井 忠利 倉吉市志津
 監事

天神野土地改良区

理事 山本 喜美 東伯郡関金町大字堀
 石田 泰三 大字松河原
 大田 住孝 大字大鳥居
 本高 定雄 大字松河原
 山本 巖 大字大鳥居
 西田 一 大字泰久寺
 野儀 久市 倉吉市福山
 山本 壽雄 鴨河内
 長谷川義春
 安梅 敏雄 上古川
 中口 大信 北野
 松本仲次郎 小鴨
 北村豊次郎 志津
 山脇 房吉 三三
 藤戸 惣市 黒見

就任した役員の名及び住所

理事	野田千賀雄	東伯郡北条町大字土下
岸田 弘		
田熊 良藏		
田熊善之助		
岩間 信好		
鉄井 貞吉	大字島	
前田耕太郎		
磯江 幸雄	大字北尾	
河本 淳		
井上 定義	大字田井	
谷原 愿		
原田 仙松	大字弓原	
浜本 博昌		
牧野 克良	大字下神	
米田 薫		
中江 豊		

玉井 宇三	大字松神
原田千代吉	
山根 一夫	大字曲
石賀 正己	
中本 豊一	大字下神
谷本 正和	大字曲
カウモ井手土地改良区	
理事	東伯郡関金町大字明高
田中源太郎	
田中 恒延	
福永 実男	
大本 正顯	
日野 縁般	
日野 麻義	
西坂 貞良	
谷本 貞雄	
吉原 芳隆	
大本 善市	大字堀
名子平正明	

天神野土地改良区

理事	山本 喜美	東伯郡関金町大字堀
石田 泰三		
山本 巖		
山崎 爲市		
椿 義久		
中島 広		
山本 壽雄		
長谷川義春		
野儀 久市		
三村 要		
小谷 実雄		
松本 麻義		
福井 忠利		
石田 秋男		
山中 長造		
尾崎 虎造		
坂根 林造		
松田 徳造		

倉吉市志津	
東伯郡関金町大字堀	
大字明高	
東伯郡関金町大字堀	
大字大河原	
大字大鳥居	
大字安歩	
大字泰久寺	
大字松河原	
倉吉市鴨河内	
福山	

教育委員会告示

鐵本 嘉吉	鴨河内
中口 大信	北野
森本國五郎	小鴨
山脇 明	三江
北村豊次郎	志津
藤戸 惣好	黒見
山方 喜好	藤井谷
熊谷 源治	鴨河内

鳥取県教育委員会告示第四十五号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和二十九年九月十日

鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎

一日時 九月十四日午前十時三十分

場所 県教育委員会々議室

一 議題 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

その他
公 告

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条の規定に
基き、昭和二十九年度行政書士試験を次の要領により実
施する。

昭和二十九年九月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 受験資格

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）によ
る高等学校を卒業した者、その他同法第五十六条第
一項に規定する者

- 2 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担
当した期間がこれを通算して三年以上になる者

- 3 都道府県知事の定めるところにより、前号に掲げ
る者と同等以上の知識及び能力を有すると認められ
たる者

二 試験科目及び方法

筆記試験を次の科目について行う。

- 1 行政書士の業務に関し必要な法令

- 2 一般常識

- 3 作文

三期日、場所及び合格者の発表

- 1 期日 昭和二十九年十月十一日（月曜日）午前十時

- 2 場所 鳥取県庁

- 3 発表 十月中旬（県公報により発表、本人には直
接通知）

四 出願期間 自昭和二十九年九月十日

至同 年九月三十日（二十日間）

五 手 続

- 1 試験を受けようとする者は、別記様式の受験願書
に履歴書、受験資格を有することを証明する書面及
び写真（出願前一年以内に写した上半身手札形のも
の）を添えて提出すること。

- 2 受験願書を提出するときは、試験手数料五百円を
納めること。

3 願書の提出先は 鳥取市東町九八

鳥取県総務部地方課 とする。

別記様式

行政書士試験受験願書

本籍

現住所

氏名（ふりがな）

生年月日

私は行政書士試験を受験致したく別紙履歴書、写真及び
受験資格を有することを証する書面を添えてお願いしま
す。

年 月 日

氏 名

鳥取県知事 西尾 愛治 殿

正 誤

昭和二十九年八月三十一日鳥取県告示第四百四十四号中

誤植があるので次のとおり訂正する。

頁 行 誤 正

二六 七 一、五五二ノ二 一、五三二ノ二

” ” 牛尾 松尾 牛尾 松雄

” ” 一四 四五一六 、四五一五

二七 九 一、一三四ノ一 一、二三四ノ一

昭和二十九年八月三十一日鳥取県告示第四百四十五号中
誤植があるので次のとおり訂正する。

頁 行 誤 正

二八 三 仁玉堂外 仁玉堂外三

” ” 三九六林班の内 九六林班の内

